

# 10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳児のお子様については無償化により、保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- 保育所等の給食費については、無償化後も保護者のご負担となります。給食費のうち主食費（ご飯・パン等）は施設に支払い、または現物での持参として負担いただき、副食費（おかず・おやつ等）については、保育料に含まれていたものが実費での負担となります。（費用は施設によって異なります）
- ただし、年収360万円未満相当世帯の子ども全員と、年収360万円以上相当世帯の第3子以降※の子どもについては、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。  
 ※多子の算定基準は、幼稚園及び1号認定子どもは小学校第3学年修了前から数えた第3子以降の子ども、2号認定子どもは同時入所の第3子以降の子どもが対象となります。

